

てんかんに対する脳深部刺激療法の適正使用指針

- 第1項 てんかんに対する脳深部刺激療法の適応判断は、てんかん外科治療に十分な経験を持つ日本てんかん学会専門医によって行われるべきものとする。
- 第2項 本療法の手術計画の立案と実施は、日本定位・機能外科学会技術認定を受けた医師によって行われるべきものとする。
- 第3項 本療法開始後の刺激条件の調整、治療効果、有害事象の追跡調査は、日本てんかん学会専門医(すべての診療科を含む)によって行われるべきものとする。
- 第4項 本療法を行う医師(1、2、3項に該当する医師)は、初回施行前に、日本てんかん学会主催による講習会を受講しなければならない。
- 第5項 本療法に関わる日本てんかん学会専門医は、受講資格として前年3年間に関与したてんかん外科手術10症例のリスト(特に適応判断を含む)の申告を必要とする。
- 第6項 受講修了者は、日本てんかん学会の資格認定委員会によって認定証が授与され、本療法の実施資格が認められる。なお、認定は資格認定委員会によって見直される場合がある。
- 第7項 DBS 資格認定者は、有効期間を認定医資格取得後5年ごとの更新とする。更新期間までに講習会の再受講を認定更新の条件とする。

2023年7月30日施行